

プール使用心得

体育施設を本来の目的に添い、規則正しく使用するために関係規程等によるもののほか、下記の使用心得を厳守してください。

1. 利用時間と予約について

予約による専有利用

- (1) 予約は団体のみ（救命講習受講者2名以上を含む5名以上の団体）とし、利用日の2週間前から3日前までの範囲で予約システムから予約できます。予約システムで予約できるのは、1施設に対し1日1回までです。
- (2) 専有利用を希望する団体は必ずプール監視員を選任し、監視業務を行う必要があります。プール監視員は普通救命講習を受講し、水中から人を救助できる能力（体力・泳力）がある者を選任してください。監視業務に従事する監視員は、利用前に大学担当部署から業務説明を受けてください。
- (3) 利用時間は基本的に2時間を上限とします。
- (4) 上記の制限を超えて利用したい場合は、学生支援課生活支援係まで相談してください。別途、「体育施設特別利用許可願」、および「実施要項」の提出が必要です。

開放期における個別利用

- (1) プールは指定された日時において使用可能となります。使用可能日時に関する情報は大学担当部署（学生支援課や体育・保健センター）が公開する情報を参照してください。
- (2) 開放期における利用時には、専有利用とは異なり、予約システムへの予約は不要です。ただし、①プール利用に関する誓約書の提出（初回時のみ）、および②プール利用者名簿への記入（毎回）が必要になります。

2. 利用について

A. プール利用前に遵守する点

- (1) 体育・保健センターの正面入口より入館し、下履きを必ず体育・保健センター入口の下駄箱に納める、あるいは持参のシューズケースに収納した上で体育館専用の運動靴に履き換えてください。
- (2) 体育・保健センター入口のスリッパを履いた状態での体育館の利用、および靴下や素足による体育館の通行を固く禁じます。
- (3) 体育・保健センター入口の下駄箱に靴を置いたままにしないでください。下駄箱に置き去

りにされた靴は毎週定められたタイミングで全て廃棄します。

- (4) 医師により水泳を禁じられている者（心臓疾患・腎臓疾患・てんかん性疾患など）、伝染病（眼病、皮膚病、結核など）の疾病を有する者、発熱・睡眠不足など少しでも身体に異常を感じる者、飲酒した者、およびその他遊泳に不適当な者（飲酒している者、および酒気を帯びている者）はプールを利用できません。

B. プール利用時に遵守する点

入水前

- (1) 水着・水泳帽は必ず着用してください。また、身体を拭くためのタオルを必ず持ち込んでください。タオルは必ずプールサイド内のベンチに置いてください。
- (2) プール室には、水着以外の衣類・履き物（ウェットスーツ・ダイビング用マスク・フィンなど）を着用して入室することはできません。
- (3) プール室に、現金・貴重品類、サンオイル類、貴金属・アクセサリー類（眼鏡・時計・ピアス・指輪など）、飲食物類、遊具類（ウェットスーツ・ダイビング用マスク・フィン・パドル・ビーチボール・玩具などを含む）、雑誌類、動物、危険物の着用、あるいは持ち込みはできません。
- (4) 適切な格好で入室できない場合は入室を断ることがあります。
- (5) プール室へ入る前には、化粧・整髪料等を落としてシャワーを十分に浴びた後、準備運動を入念に行ってください。
- (6) 食品の持ち込みは例外なく禁止とします。水分補給のための飲用物の持ち込みは許可しますが、持ち込む飲用物は必ず蓋付きのものにしてください。また、持ち込んだ飲用物はプールサイドの指定された箇所に保管し、飲用も指定箇所でのみ行ってください。

入水時

- (7) 利用者は自己の責任と危険負担において、他の利用者と協調して利用してください。また、技量を超えた行為ならびに危険行為を行わないでください。
- (8) 遊泳中に身体不調をきたした場合、直ちに遊泳を中止して適切な処置をとってください。
- (9) 開放期のプール利用では、プールの遊泳エリアが区分される場合があります。区分されている場合は、必ず区分内容に従ってください。
- (10) 他の利用者に迷惑のかかる行為（飛び込み・潜水など）・風紀上好ましくない行為・危険行為（コースロープにもたれかかる、プールサイドを走るなど）・プールの水質を汚濁させる行為（タオルをプール内に浸けるなど）はしないでください。

- (11) 団体・個人に関係なく、プール内備品は丁寧に扱ってください。
- (12) プール室内で騒音を発する、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為は禁止します。
- (13) 利用者の故意または不注意によりプール、およびプール内備品を著しく傷つけた場合には、弁償していただく場合があります。

退水後

- (14) 利用後は、利用のために出した備品を所定の場所に綺麗に片付けて、後の利用者に迷惑のかからないようにしてください。
- (15) プール利用後は、うがい・洗眼を行い、シャワーで身体を良く洗ってください。シャワー後には、身体を良く拭いてロッカーまでの廊下内を水滴で汚さないようにしてください。

その他

- (16) プール利用中に生じた盗難、けが、その他の事故等について、本施設に故意または重過失がない限り、責任は負いません。利用者同士の本施設内外でのトラブルについても同様とします。
- (17) 各自の責任において、貴重品やロッカーの管理を行ってください。
- (18) プール室内の壁、扉や柱などに許可なくはり紙や釘打ち等を行わないでください。また、利用前後に出たゴミは体育・保健センター内のゴミ箱に分別して捨ててください。
- (19) プール室および通路などに物を置き去りにしないでください。許可なく置き去りにされているものは、毎週定められたタイミングで全て廃棄します。
- (20) その他、細かい点に関しては、プール監視員、学生支援課生活支援係、および体育・保健センター職員の指示に従ってください。
- (21) 万が一事故が発生した場合は、速やかに学生支援課生活支援係（内線：9256）、あるいは体育・保健センター（内線：9824 [大岡保健師]、9822 [勝木准教授（学校医）]、9823 [奥島准教授（体育担当）]）のいずれかに連絡してください。

3. 体育・保健センター内の温水シャワー・更衣室について

- (1) 利用可能時間は 9:00～21:00（土日祝を除く）になります。
- (2) 利用方法に関してはシャワー室内記載の内容に従い、安全かつ快適な利用に努めて下さい。
- (3) 更衣室内に備え付けられているロッカーは、利用後、必ず中に何も入っていない、かつ鍵の空いた状態で明け渡してください。占有利用が行われている場合、毎週定められたタイミングで全て廃棄します。

4. 利用の禁止について

- (1) 以上のルールを遵守できない個人・団体によるプールの利用を禁止します。
- (2) 無許可で利用した者、迷惑行為又は危険行為等をした者及びその者が所属する団体については、使用を禁止する場合があります。

以上

プール使用に関する誓約書

使用者名 _____ (自署)

私は、下記の内容に同意することを誓約します。

同意する事項

- (1) プール利用心得を事前に確認した上で遵守し、適切な利用を心がけます。
- (2) プール利用に係る事故については、施設の重大な管理瑕疵に係るものを除き大学側は一切責任を負わないことに同意します。
- (3) 無断利用やプール利用心得を遵守できずに迷惑行為や危険行為等を行った場合、大学の処分に従います。

令和 年 月 日

_____ (印・あるいは自署)